

国立の美術館・博物館・劇場の機能強化に関する提言

平成25年5月17日

自由民主党政務調査会

文化伝統調査会

はじめに

わが国には、長い年月をかけて自然との調和を図りつつ育まれてきた、多彩で優れた有形・無形の文化が存在しており、世界的にも高く評価され、わが国の強みとなっている。

こうした、世界に誇るべき有形・無形の文化的資産を国民共有の財産として、次世代へと確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造し、国内外に発信していくためには、国立の美術館・博物館・劇場の果たす役割は極めて大きい。3つの文化法人は、芸術の振興、文化財の保存・活用、伝統芸能・現代舞台芸術の振興などそれぞれ異なった目的のもと、それぞれの特性を活かして国内の文化施設のナショナルセンターとしての機能を果たすことを求められてきた。それにも関わらず、世界の主要な美術館・博物館・劇場と比較すると著しく小規模であり、財政基盤も脆弱である。

また、国立の美術館・博物館・劇場は、平成13年度から順次、独立行政法人化により、効率的かつ柔軟な運営が可能となり、より魅力的な展覧会や公演を開催するなど一定の成果を上げてきた。しかしながら、全独立行政法人横並びでの予算や人員の一律削減等により、厳しい法人運営を強いられており、この状況が続くと法人は弱体化する一方であり、ひいてはわが国の文化の崩壊につながりかねない。

こうした状況を踏まえ、現在、進められている独立行政法人の見直しにおいては、国立の美術館・博物館・劇場が十分機能するよう国が必要な資源を投入し、法人が投入された資源以上の成果を自らの工夫と努力により社会に還元する制度を構築することが、行政改革に十分資するものであるとの考えに立ち、以下のような制度・運用の改善を行い法人の機能強化を図っていくことを提言するものである。

1. 専門人材の確保

- 貴重な有形・無形の文化的資産を次世代へ確実に保存、蓄積、継承するとともに、新たな文化を創造するためには、学芸員、文化財や美術品の保存修復の専門家等の専門人材を確保することが不可欠である。

また、美術館・博物館・劇場の活動を通じて、日本の誇る伝統文化

や芸術文化への関心や理解を深めるため、子どもたちをはじめとする国民への教育普及事業をより一層充実させるための専門人材を確保することが重要である。

- しかしながら、文化法人においては行革推進法等に基づく人件費の縮減(職員数の推移 国立美術館：114人(H16)→87人(H24)、国立文化財機構：329人(H14)→308人(H24)、日本芸術文化振興会：327人(H15)→296人(H24))を図るなど、これまでの行財政改革を確実に履行してきたところ、専門人材の確保が困難な状況となっている。このままでは、永きにわたって法人に蓄積された、わが国独自の文化の香り高い貴重な美術品、文化財、伝統芸能等に関する知識や技術が消失し、わが国の文化に致命的な打撃を与えることとなる。

「国の顔」としての使命を全うするために、文化法人本来の業務である有形・無形の文化的資産の保存、蓄積、継承、新たな文化の創造、教育普及等に資する専門人材の人件費を運営費交付金により確実に措置すること。

2. 運営費交付金の確保

- 文化法人は、わが国のナショナルセンターとして、地方の美術館・博物館・劇場に対して先導的役割を担い、多角的支援を実施するとともに、「国の顔」として世界各国の主要な美術館・博物館・劇場に比肩すべき役割を担っている。
- しかしながら、平成13年度の独立行政法人への移行以来、運営費交付金は効率化の観点から毎年削減され、独立行政法人移行時より、国立美術館21.2%、国立文化財機構28.7%、日本芸術文化振興会19.3%削減されている。このような状況においても、文化法人は効率的な運営を図りながら、自らの創意工夫により事業を縮小することなく実施し、外部の専門家からも非常に高い評価を得てきているが、もはや限界であり、その窮状を看過できない。
- 国は、法人が業務を行うために必要な経費を「コスト」として認識し、負担することが必要である。

文化法人が、国から与えられた役割を確実にかつ効果的・効率的に遂行するためにも、運営費交付金の一律削減を撤廃し、本来業務に必要な予算を措置すること。

- 一方で、自己収入については、法人が自己収入を増やしても、その分運営費交付金が削減される構造となっているため、法人が自己収入を増やそうとする意欲がそがれる状況となっている。

運営費交付金の算定において、従来のような常に右肩上がりの自己収入(目標額)の増加を求めるのではなく、文化法人の事業の特性に応じた自己収入の算定方法とすること。

3. 法人の努力により獲得した利益の活用

- 独立行政法人では、法人自らの努力により得た利益について、法人の経営努力と認められた場合は、法人の利益として法人が活用できる仕組みになっている。しかし、近年、文化法人が工夫と努力によって利益を得ても、それが経営努力として認められていない状況が続いている。

文化法人がモチベーションを維持し、法人の活動の一層の充実とともに、国民に対するサービスの向上につなげるため、「独立行政法人の経営努力認定について」（平成18年7月21日総務省行政管理局）を文化法人の特性に応じた基準となるよう見直すなど、法人自らが努力して得た利益について、法人自らが活用できる仕組みとすること。

- 国立の美術館の「顔」となる貴重で高額な美術品の購入や文化財の緊急的な修理等に機動的に対応するためには、常時使用可能な相当額の資金を確保しておくことが必要である。

高額な美術品の購入や文化財の修理等に充てるための資金について、次期中期目標期間への繰越しが認められるようにするため、「次期中期目標期間への積立金の繰越しについて」（平成18年6月22日総務省行政管理局（独立行政法人総括））を文化法人の特性に応じた基準となるよう見直すなど、次期中期目標期間への繰越しを柔軟に認める仕組みとすること。

4. 国立の美術館・博物館・劇場の施設等の充実

- 国立の美術館・博物館・劇場の施設設備は、老朽化が著しいにも関

わらず、施設整備費補助金が十分に確保できていないため、施設改修や設備の定期更新を計画的に実施できない逼迫した状況となっている。魅力的な展示や舞台を提供するとともに、来館者・出演者や収蔵品の安全安心を確保するため、耐震対策や定期的な改修等を計画的かつ確実に行うことが必要である。

「国の顔」として世界に誇るにふさわしい美術館・博物館・劇場となり、クールジャパン等の日本文化の発信力の強化を図るため、耐震対策はもとより施設整備のための予算を計画的かつ確実に措置すること。

5. 寄附文化の醸成

- 今後も文化法人がより魅力的、発展的に多様な事業を実施していくためには、法人自らも自己収入の確保等に積極的に取り組む必要がある。

公的資金のみならず、民間の資金も活用できるよう、企業や個人からの寄附を集めやすくするため、文化法人に対する企業からの寄附は全額損金算入できるようにするとともに、個人からの寄附について税額控除と所得控除との選択制度を導入すること。

おわりに

わが国が世界に誇る文化力をもって国力を高めていくためには、国立の美術館・博物館・劇場がナショナルセンターとしての機能をより一層発揮する必要がある。このため、今後、独立行政法人の組織の見直しを行うに当たっては、統合ありき、数あわせの議論ではなく、現場の意欲を喚起させるべく、文化法人がそれぞれの特性を活かしその能力を最大限発揮できるような見直しとすべきである。